

教 生 学 第 152 号
令和元年（2019年）5月8日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

学校の安全確保のための施策等について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

つきましては、別添写しに示された内容等を踏まえ、各学校で策定・作成した「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」を基に、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

また、「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」については、適宜見直し、必要に応じて改定するようお願いいたします。

（生徒指導・学校安全グループ）



事 務 連 絡
令 和 元 年 5 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
専修学校を置く国立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校の安全確保のための施策等について

児童生徒等の安全確保につきましては、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、この度、東京都文京区の中学校に不審者が侵入し、ナイフの付いた棒状の物が教室に置かれるという事件が発生いたしました。

文部科学省としては「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）を作成、配布しているところであり、その中で、学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があること等を示しているところです（第3章第2節1（5）不審者侵入防止の観点からの安全管理）。

また、学校保健安全法第29条により、学校は「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられておりますが、文部科学省では、不審者侵入への対応に関し「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）において「不審者の立ち入りへの緊急対応の例」を示しているところです（第3章3-④不審者侵入への対応）。

各学校においては、上記資料を参考にいただきながら、各学校で策定・作成した「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を基に、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。また、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」については、適宜見直し、必要に応じて改定していただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、専修学校及び域内の市

町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校及び専修学校に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校・附属専修学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【参考資料】

1 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（主な記載箇所：P58）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（主な記載箇所：P24.25）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel：03-5253-4111（2695） fax：03-6734-3794